

西原村農産物の認知度向上デジタル動画作成業務委託

基本仕様書（令和８年度：撮影・素材収集業務）

1. 委託業務名

西原村農産物の認知度向上デジタル動画作成業務委託

2. 目的・趣旨

本業務は、西原村が誇る豊かな自然環境と阿蘇の伏流水田が育んだサツマイモや里芋をはじめとする高品質な農産物、およびそれらを活かした特産品や食文化の魅力を、視覚的・直感的に訴求する PR 動画を制作することを目的とする。

近年、本村は阿蘇くまもと空港からの高いアクセスの良さを背景に、魅力的なカフェや飲食店の集積、さらには移住定住の進展など、高い地域活力を示している。本業務を通じて、これら「農産物」と「食・地域」の魅力をストーリー性のある高クオリティな映像に落とし込み、都市部の消費者や観光客へ向けて効果的に発信することで、特産品の認知度向上、販路拡大および、関係人口の創出による持続可能な地域経済の活性化を図るものである。

なお、本業務の遂行にあたっては、西原村の潜在的な魅力を引き出す高度な映像表現力や演出技術、さらには SNS 等と連動した戦略的な情報発信ノウハウなど、価格のみの競争では図ることができない総合的な企画力や専門知識が不可欠である。したがって、民間の優れたアイデア、高い技術力、および豊富な経験を有する最適な事業者から広く提案を募り、総合的な評価によって最も適したものを選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

3. 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 委託料の上限額

金 2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務対象（主な農産物・ロケ地）

受託者は、選定された企画書案に基づき、以下の対象を中心に撮影を行うこと。

- ・主な農産物：サツマイモ、里芋、ホオズキ、カボチャ
- ・ロケ地：西原村内の農地、生産・加工現場、直売所、その他景観地

6. 業務内容（詳細プロセス）

受託者は、翌年度（令和 9 年度）の動画編集・完成（メイン動画：1 分～2 分、SNS 用動画：15 秒～30 秒）を見据え、以下の各プロセスを極めて具体的に履行すること。

(1) 撮影計画の策定

- ・受託者は、プロポーザル時に提出した企画提案書に基づき、速やかに詳細な「年間撮影計画書（スケジュール案）」および「絵コンテ」を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 撮影・取材（素材確保）

- ・翌年度（令和9年度）の動画編集（メイン動画およびSNS用縦型動画等）を想定し、必要かつ十分なアングル・カット数・画質で素材を確保すること。
- ・映像は、高画質（4KまたはフルHD）にて記録すること。
- ・ドローンによる空撮を行う場合は、関係法令（航空法等）を遵守し、必要な許可申請および安全対策を受託者の責任において行うこと。
- ・人物を起用する場合には、発注者と協議の上決定する。
- ・撮影に必要な関係機関・施設等との調整および撮影許可等の各種手続きは、全て受託者において行うこと。また、撮影に伴う費用（施設の使用料等を含む）は、受託額の範囲内で全て受託者が負担すること。

(3) データ管理・進捗報告

- ・撮影した映像データは、品目や時期ごとに整理し、バックアップを含めて安全に保管すること。
- ・撮影の進捗状況、およびデータ保存状況について、定期的に発注者へ報告すること。

7. 成果品（納品物）

受託者は、契約履行過程で撮影した写真や動画は素材ごとにリスト化（Excel等）し、全て電子媒体で納品し、検査を受けること。

1. 撮影済み編集映像データ（生素材データ）：DVD-R（MP4及びWMV形式）
2. 撮影素材リスト（ログシート）：1部（データ名、撮影日、撮影対象、内容が分かる一覧表）
3. 業務完了報告書：任意様式（撮影実績等をまとめたもの）

8. 成果品の検査

1. 成果品の納品があったときは、発注者は速やかに検査を行う。
2. 検査の結果、内容に不備、不足、または著しい品質低下が認められた場合は、受託者は自己の責任において、速やかに修正または再撮影等の対応を行わなければならない。

9. 権利の帰属及び処理

(1) 著作権の帰属

本業務において撮影・蓄積された全ての映像素材・写真等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）および使用权は、納品および検査完了をもって発注者に無償で移転・帰属する。

（２） 著作者人格権

受託者は発注者および発注者が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

（３） 権利処理の責任

被写体（人物・私有地等）の肖像権、およびその他第三者の権利に関わる処理は、受託者の責任と費用において、適切に行うこと。万一、第三者から権利侵害等の異議申し立てがなされた場合は、受託者が全ての責任において解決すること。

10. 再委託の禁止

- ・受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託してはならない。
- ・ただし、専門的な技術（ドローン撮影、特殊機材を用いた撮影等）を部分的に外部へ委託する場合は、あらかじめ発注者の書面による承認を得なければならない。

11. 秘密保持・個人情報の保護

受託者は、本業務の履行過程において知り得た一切の情報（農家の個人情報、未公開の行政情報等）を、第三者に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本契約終了後、又は解除後も同様とする。

12. 契約の解除及び損害賠償

受託者が本仕様書に定める義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるときは、発注者は契約を解除し、これにより生じた損害の賠償を受託者に請求することができる。

13. その他（協議事項）

本仕様書に定めのない事項、又は業務の進捗に伴い疑義が生じた事項については、その度発注者と受託者が誠意をもって協議し、決定するものとする。